

令和7年12月25日

犬山市長 原 欣伸 様

犬山市特別職報酬等審議会
会長 奥村 好樹

犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について（答申）

令和7年11月12日付け7犬総第226号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 改定内容について

審議の結果、本市の市長、副市長及び教育長の給料、議員の報酬の月額については、市長981,000円、副市長813,000円、教育長722,000円、議長536,000円、副議長491,000円、議員476,000円とする。

2 答申までの経緯

本審議会は、令和7年11月12日付で、市長から「犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について」の諮問を受けた。

平成24年度開催の審議会において給料月額の引き下げの答申がなされ、その後の3回（平成28年度、令和元年度、令和3年度）の審議会では、月額据置の答申が続いていたが、直近の令和5年度開催の審議会において給料月額の引き上げの答申がなされ、現行の額となっている。

前回の開催から2年が経過していることから、市を取り巻く財政状況も含めた上で、特別職の給与及び市議会議員の報酬額の改定の要否について要請されたものである。

本審議会は、市内各団体及び各分野から選任した委員で構成し、関係資料を求めた上で11月12日及び11月25日に会議を行い、幅広い視点で審議を行った。

3 改定に関する社会動向等

（1）社会情勢

内閣府月例経済報告によれば、日本経済は個人消費や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調が続いている。一方で、物価上昇の継続が個人消費に与える影響や海外経済の持ち直しの減速、関税率引き上げに伴う需要の反動の影響や不透明感が残るとされている。

雇用や所得環境には改善の動きがみられるものの、物価上昇や人件費の高止まりなど、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。さらに、人口減少と少

子高齢化の進行が社会全体の構造的課題となっており、行政や地域社会には、効率的な運営と持続可能な体制づくりが求められている。これらの情勢を踏まえ、安定した経済成長と社会基盤の確立に向けた取り組みが引き続き重要である。

(2) 犬山市の財政状況

当市のここ数年度の財政状況について、財政力指数は前回開催時の0.87から令和6年度決算時において0.84となり、微減が続く状況である。

決算状況により地方自治体としての財政状況は現状では健全と判断するが、今後とも安定した財政運営をしていくためには、歳入の根幹である市税の増収と不必要な歳出の削減をするとともに、市民サービスの向上に最も効率的な財政運営を行う必要がある。

(3) 特別職の報酬等の現状

本市の特別職の報酬月額等については、令和5年度審議会の答申に基づき、令和6年4月から、市長が3,000円(0.31%)増の967,000円に、副市長が2,000円(0.25%)増の802,000円に、教育長が2,000円(0.28%)増の712,000円に、議長が2,000円(0.37%)増の529,000円に、副議長が1,000円(0.20%)増の488,000円に、議員が1,000円(0.21%)増の473,000円に引き上げが行われ、現状上記の月額により支給が行われている。

4 引き上げとした理由

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長については、市政執行の最高責任者であり、職責は非常に重く、日頃から重圧の中で多くの業務にあたっていることから、その給料月額については、それぞれの職責・業務に応じた給与が適正に支給されるべきである。

本審議会では、経済状況、本市の財政状況を踏まえ、人事院給与勧告及び勧告に基づく一般職の給与改定状況や、県下自治体間の各職の支給額の比較など、さまざまな視点から審議を行った。

本市の市長、副市長及び教育長の給料の水準については、県下各市の状況と比較した場合、概ね中段に位置し(名古屋市を除く県下37市中、市長23位、副市長20位、教育長22位)、県下では高い水準にはない。

このような状況を踏まえ、委員からは、SNS等を通して市民のため積極的に市政に取り組む姿が、以前と比べてよく見られるという意見もあったが、一方で、特別職の働きの結果が分かりづらく、結果を指標にしづらいという意見もあった。

これを受けて、今年度の人事院勧告において、行政職俸給表(一)の引き上げ(平均3.3%)及び指定職俸給表は行政職俸給表(一)10級の平均改定率(2.8%)と同程度引き上げられたことを踏まえ、現在の物価上昇を明確な一つの指標と捉えた上で、同時に生じている市民生活の厳しさ及び既に答申が出ている県下自治体の状況を鑑みて、1.4%程度引き上げるのが妥当であるとの結論に至った。

(2) 市議会議員の報酬の額について

非常勤の特別職である市議会議員は、行政機能のチェック及び適正化に加え、複雑化、高度化する社会制度と地域の課題解決に、幅広い見識と専門知識がますます求められており、その役割と重責に応じた適正な報酬の支給が必要である。

本市の市議会議員の報酬の水準については、県下各市の状況と比較した場合、議長及び副議長は、ほぼ中段に位置しており決して高い水準にあるとは言えないが、一般議員の報酬は県下で平均を上回っている（名古屋市を除く県下37市中、議長21位、副議長17位、議員12位）。しかしながら、議員定数が18人と各市平均23人と比較しても少ないことから、全議員の報酬総額にかかる市の歳出額は県下24位であり、ほぼ中段に位置している。

委員からは、議員の日頃の活動が積極的かつ活発であることがSNS等を通して確認できている点を評価する意見や、全議員の報酬総額は犬山市の人口を考えれば適正であると考えられ、現在の物価上昇等からも報酬額を引き上げるべきであり、その引き上げ幅については調整をする必要があるという意見もあった。また、議長及び副議長が抱える職責や業務量に差があることから、議長と副議長の報酬に差を設けるべきという意見や、一般議員の報酬と議長及び副議長との報酬の差がいずれも県下最下位であることから、これについて解消を検討すべきという意見が出された。

これを受けて、議長は、副議長に比して職責及び業務負荷が大きいことや一般議員の報酬との差を県下平均に段階的に近づけるため、今年度の人事院勧告において、行政職俸給表(一)の引き上げ（平均3.3%）及び指定職俸給表は行政職俸給表(一)10級の平均改定率（2.8%）と同程度を引き上げられたことを踏まえ、現在の物価上昇を明確な一つの指標と捉えた上で、同時に生じている市民生活の厳しさ及び既に答申が出ている県下自治体の状況を鑑みて、1.4%程度引き上げるとし、副議長及び一般議員は、その半値である0.7%程度引き上げるのが妥当であるとの結論に至った。